

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>今回の案件については、次のとおり入札手続きを行った。</p> <p>○契約方法：一般競争入札による （長期継続契約）</p> <p>○公告日：令和8年2月25日</p> <p>○開札日：令和8年3月26日</p> <p>本件の入札結果については、入札参加資格確認申請者3者中、3者とも応札したが不落となった。</p> <p>見積もり合わせを行っていても、運行にかかる準備等に時間を要し、契約の時期を逸することになる。（管理換バス車体の校名変更等）</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>本件の入札参加業者の中で最低価格で応札した事業者である。</p> <p>同業務における令和6・7年度の契約事業者として実績があり、運行管理業務は履行可能な事業者である。</p> <p>以上の理由により契約できる唯一の事業者と判断した。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。